身体的拘束最小化に向けた取り組み

令和 8 年度

当院は、患者さんの尊厳を尊重し、安全で安心できる療養環境の提供に努めています。

身体的拘束は、患者さんの行動を制限することであり、生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、行わないことを基本方針としています。

身体的拘束最小化に向けて

当院では身体拘束最小化チームを中心に、身体的拘束の実施状況を把握し、必要性を慎重に判断するとともに、解除に向けた検討を行っています。

また、多職種が連携し、身体拘束に代わる方法の検討や、患者さんの尊厳を大切にした医療・ケアの提供に取り組んでいます。

身体拘束実施率を公表

身体的拘束最小化に向けた取り組みの一環として、身体拘束実施率を公表します。

令和 8 年度　身体拘束実施率（3 ヶ月ごと）

集計期間	実施率
7～9 月	1.2%

＊実施割合計算式

$$\text{身体的拘束実施割合} = \frac{\text{直近 3 ヶ月間の入院料算定のうち、身体的拘束を実施した日数}}{\text{直近 3 ヶ月間の入院料算定日数}}$$

医療法人社団　紫苑会　富士いきいき病院